

民間社会福祉施設職員国内研修助成金交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団（以下「本財団」という。）が行う民間社会福祉事業関係者の国内研修事業に係る助成事業（以下「助成事業」という。）については、この要綱の定めるところにより助成金を交付する。

(助成事業の選定基準)

第2条 助成事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 当該事業が営利を目的としないものであること。
- (2) 当該事業の予想する成果が特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。

(助成の対象団体)

第3条 助成金交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 社会福祉法人又は公益法人であること。
- (2) 事業を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。
- (3) 当該団体に不相当と認められる行為がなかったこと。

(助成事業の選定の基本方針)

第4条 助成事業の選定に当たっては、次の施設の利用者の処遇に従事している中堅職員に対する研修事業に重点を置くものとする。

- (1) 老人福祉施設
- (2) 障害者(児)施設

(事業の助成額)

第5条 国内研修事業を行う団体に対し助成金を交付する場合の助成額は、定額とする。

- 2 助成事業の経費の範囲は、講師謝金、講師旅費、受講者旅費、会議費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び賃金等とする。
- 3 助成金の支払いは、概算払いとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、本財団に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 定款又は寄付行為
- (3) その他本財団が特に必要と認めた場合の関係書類

(助成金の決定)

第7条 本財団は、前条に基づく申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金の交付の決定を行うものとする。

(助成金交付の決定通知)

第8条 本財団は、前条により助成金の交付を決定した場合は、当該団体に対し、助成金額、請求の方法等所要の事項を通知するものとする。

(助成金交付の請求)

第9条 助成金交付の決定通知を受けた団体は、助成金の交付決定の通知に基づき、助成金の交付を請求するものとする。

(事業実施計画の変更)

第10条 助成金交付の決定通知を受けた団体は、事業実施計画を変更（軽微なものは除く。）しようとする場合は、事業実施計画変更申請書を提出し、本財団の承認を受けなければならない。

(事業の完了報告)

第11条 助成金交付の決定通知を受けた団体は、当該事業の完了後、直ちに事業完了報告書（収支決算報告書を添付）を本財団に提出するものとする。
2 前項により助成金を精算した結果、第7条の規定による助成金に剰余金が生じた場合は、本財団の指示に従って当該剰余金を返還するものとする。

(流用の禁止)

第12条 助成金交付の決定通知を受けた団体は、交付された助成金を当該事業以外に流用してはならない。

(報告義務等)

第13条 本財団は、助成事業の適正を期するため、必要のあるときは随時実施状況の調査又は報告を徴することができる。この場合、当該団体は、これを拒んではならない。

(取得物品等の管理)

第14条 助成金により取得した物品については、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(助成金交付の取消及び助成金の返還)

第15条 本財団は、助成金の決定通知を受けた団体及び助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- (2) 当該事業を遂行することが困難と認めた場合
- (3) 第10条及び第12条の規定に違反した場合

2 本財団は、前項の規定により助成金の交付決定の取り消しを行った場合には、支払った助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(書類の整備保存)

第16条 助成金の交付を受けた団体は、当該事業の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その収支を証明する証拠書類を当該事業終了後5年間整備保管するものとする。

2 助成金を受けた団体は、本財団から前項の証拠書類の提出を求められた場合には、これを提出しなければならない。